

令和8年6月17日

建設部内各課長 殿

建設部長

始良市の建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領改定について（通知）

建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取組の一環として、快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）設置を試行しているところですが、下記概要のとおり別添要領を改定したので通知します。

記

1 改定概要

- （１）快適トイレの費用計上の上限額の改定
- （２）快適トイレ設置の上限基数の廃止
- （３）記載文の更正

2 改定の適用

試行要領の改定は、令和8年7月1日以降執行伺い決裁分の工事に適用する。

【連絡先】

始良市建設政策課

建設政策係 担当：山下、馬場